

令和7年度定期監査結果報告書

1 監査委員

湧別町監査委員 水 野 豊

湧別町監査委員 竹 林 直 人

2 監査の種類

地方自治法第199条第4項及び第7項並びに湧別町監査委員条例第3条第1項の規程に基づく定期監査

3 監査期日

令和8年2月25日（水）から3月2日（月）まで

※聞き取り監査実施日 令和8年2月25日、26日、3月2日の3日間

4 監査の対象

令和7年度収入支出予算執行状況（事業及び科目100件）

(1) 総務課	9件
(2) 企画財政課	11件
(3) 住民税務課	8件
(4) 農政課	6件
(5) 商工観光課	9件
(6) 建設課	8件
(7) 福祉課	8件
(8) 健康こども課	11件
(9) 水産林務課	5件
(10) 水道課	8件
(11) 教育総務課	8件
(12) 社会教育課	8件
(13) 出納課	1件

5 監査の着眼点

次の事項を監査の主眼において実施した。

- (1) 地方公共団体の財務に関する事務が適正に行われているかどうか。
- (2) 地方公共団体の事務事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかどうか。
- (3) 地方公共団体の補助事業が補助金等の交付申請決定等に関する事項、その他補助金等に係る基本的事項が適正に行われているかどうか。
- (4) 地方公共団体の事務事業の執行に係る工事について、当該工事の事務の執行が適正に行われているかどうか。また、建物等の維持管理が良好であるかどうか。

6 監査の方法

監査全般については、「令和7年度定期監査実施計画」に基づき監査した。

書類監査については、各課より提出された「起案文書」、「起工伺」、「契約締結決定書」、「契約書」、「検定調書」等関係書類の内容を監査するとともに、関係所管担当者より説明を聴取し内容を確認した。

7 監査の結果

定期監査を実施した結果、財務に関する事務の執行については、概ね適正かつ効率的に行われていたと認められた。

しかし、事務の執行において一部正確性に欠ける処理や、見直しが必要な事例が見受けられたので、特に次の事項を留意のうえ改善されたい。

(1) 職員の確保について

令和元年度から本年度までの7年間で、中途退職者が24名（早期退職者7名、自己都合退職者17名）と増加しており、定年退職者等を加えた退職者52名に対し新規採用者は34名と少なく町職員の不足が心配される。

特に、近年のオホーツク管内市町村共通の問題となっている、若年職員の退職及び新規採用希望者の減少が本町でも顕著になってきているので、職場環境や居住環境の改善、社会人経験者の中途採用など将来を見据えた優秀な町職員の確保に努められたい。また、新採用職員の育成についても各課に指導職員を指定するなど工夫されたい。

(2) 業務委託に係る契約事務について

近年、専門的な知識が必要な「コンサルタント」等の業務委託が増えているが、その多くが1社随契で契約され落札金額もほとんどが参考見積額と同額となっている状況にある。

高額な業務委託については「プロポーザル」を実施したり、見積合わせについては極力複数業者で実施するなど適正な執行に努められたい。また、予定額の算定に当たっては極力複数業者より参考見積を徴取するなどし適正な金額の把握に努められたい。

(3) 公共施設の維持管理と再配置計画の推進について

町内の各公共施設は徐々に老朽化が進んでおり、毎年その適正な維持管理に努めていただいているが、近年、年次計画で着手された補修工事が一時中断し後年度へ先送りされたり、少額の修繕工事を複数年に分けて実施している事例が見られる。

特定財源が見込まれる場合を除き、補修が必要な場合は先送りすればするほど工事費も嵩むことから、「公共施設整備基金」なども活用しながら早期に短期間で完了するよう検討願いたい。

公共施設の再配置計画については、これまで「役場新庁舎の建設計画」との関連もあったことから進んでいないが、特に、昨年度末で統合された上湧別地区の旧小中学校4校については毎年多額の維持管理費もかかることから、今後の活用方法の検討が喫緊の課題となっているので再配置計画の見直しと早期実施に努められたい。

(4) 指定管理施設の運営について

町内の観光施設や社会教育施設は令和6年度から新たな協定に基づき指定管理者が施設の管理運営をしている。

しかし、その観光施設や社会教育施設の多くが、指定管理料の見直しを行ったにもかかわらず収支状況をみると一年目から「赤字決算」となっており、本年度も12月末現在では改善はされているものの、冬期間の燃料費等を見込むと赤字が見込まれる状況にある。

担当課においては赤字の原因を精査し、今後の収支改善に向け指定管理業者を指導願いたい。

(5) 補助金の概算払について

補助金は特に必要があると認める場合には、事業完了前に概算払いができるとされている。

このため、多くの補助金が事業完了前に概算払いを行っているが、対象団体の前年度決算や当該年度予算をみると、補助金を上回る繰越金を保有しているなど概算払いの必要性が低いと思われる事例や、概算払いの時期が早いのではないかとと思われるものも見受けられた。

また、概算払いを必要とする理由が申請書や決裁文書で明らかでないものも見受けられたので、概算払いの必要性を十分検討し適正な交付に努められたい。

(6) チューリップ公園「園内周遊カート」の購入について

園内周遊用として「カート」を2台購入しているが、運行状況をみるとフェア期間中は7日間と非常に少なく有効活用されていない。

要因としては運転手の確保や乗り降りのしにくさ、1台に4人しか乗せられない効率の悪さなどが考えられるが、新年度に向けフェア期間外を含め有効活用を努められたい。

なお、購入に当たっては事前に必要性や車体の特性などを十分検討し、車種や仕様を決定するように願いたい。

(7) 事務の適正化と改善について

昨年指摘した「補助金の交付事務」において、事務が重複している部分や記載内容の統一など改善が図られ、これまで多かった決裁権者の誤りや合議忘れについても大幅に改善されていたが、依然として各書類において記載誤りや記載漏れ、契約書や仕様書の不備など不適切な書類も多く見受けられたので、引き続き各課内での確認体制の強化に努められたい。

なお、「支出負担行為決議書」については、特に「支出予定日」や「債権者の住所・氏名」の訂正などが見受けられたが、各課の取扱い方法が統一されていなかったため会計管理者と協議させていただいた。この結果、支出負担行為決議書の記載内容は作成時の内容とし、後日変更があった場合は「支出命令書」を修正することに統一することとしたので周知願いたい。

以上、13課100件の事務事業を抽出して定期監査を実施したが、今回対象とならなかった事務事業においても指摘事項に該当するものがないか確認の上、是正の措置をとりたい。